

平成 30 年 度 金融ハンドブック

(秘密は固く守ります。)

——ご相談はお気軽に商工会へ——

※相談には代表者又はその会社に勤務する担当者がお越しください。

※相談の際には、直近の決算書（2期分）をご持参ください。



長野市商工会

発行 平成 30 年 4 月

目 次

I	融資対象者など	2
II	商工会の推薦・あつ旋融資	3
	1 日本政策金融公庫の融資制度	
	2 商工貯蓄共済融資制度	
III	市・県の融資制度	5
	1 長野市中小企業振興資金融資制度	5
	2 長野県中小企業融資制度	7
IV	許認可事業等一覧表	11
V	提出書類一覧表	13

借入に際して 経営者の心構え

○借入金は期日には必ず返済しましょう。

口座引き落としの場合は、予め残高をご確認ください。

○完済しても安易に借入に頼らないようにしましょう。

必要以上の借入は経営を圧迫し、事業の継続に支障をきたす恐れがあります。

○平素から金融機関と密接なつながりをもち、事業の財務内容について具体的に説明できるようにしておきましょう。

○経営者は常に事業の実態を把握しておきましょう。

I 融資対象者など

1 推薦・あっ旋資金

このハンドブックに掲載してある融資制度は、最終的に金融機関から融資され、返済も当該金融機関へしていただきます。

従って、商工会で相談・申込をした後、金融機関で借用証書などの必要書類を作成していただきます。

また、融資の申込から実行までには、2～3週間必要です。

2 申込者の資格

地区内で、原則として1年以上継続して同一の事業を営んでいる中小企業者。

3 ご利用できない方

- ① 金融機関から取引停止の処分を受けている方
- ② 長野県信用保証協会の保証が受けられない方（市および県の融資制度）
- ③ 許認可等を必要とする業種で、これらを受けないで営業している方
- ④ 返済能力がなく、事業継続の見込みのない方
- ⑤ 税の滞納者
- ⑥ 公序良俗に反する行為または違法な行為を行っている方
- ⑦ 営業と家計が分離していない方
- ⑧ 商工会の推薦・あっ旋する融資制度を不正に利用したことのある方
- ⑨ 経営内容が投機的と認められる方

●中小企業者の範囲

業 種	資 本 金	従業員数
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900人以下
ソフトウェア業 又は情報処理サービス業	3 億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下
その他産業	3 億円以下	300人以下

(資本金又は従業員数のどちらか一方が該当すれば対象となります。)

4 対象とならない主な資金使途

- (1) 生活資金（商工貯蓄共済融資制度を除く）
- (2) 他への転貸資金
- (3) 次の設備資金
 - ① 貸借対照表の固定資産に計上されないもの
 - ② 不動産のうち、先行投資的なもの、または過剰投資的なもの
 - ③ 既に支払を済ませたものや、設置取得済みのもの（詳細は、商工会にご確認ください）

5 保証人の資格

- (1) 独立の生計を営み、保証能力があり、税金を完納している県内居住者
- (2) 長野県信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない方
- (3) 相保証は認められない

Ⅱ 商工会の推薦・あつ旋融資

1 日本政策金融公庫の融資制度（主なもの）

（国民生活事業）

資金名	融 資 対 象 者	資金使途	融 資 限 度 額
マル 経 融 資	最近1年以上、当商工会地域で事業を行っており、 原則6ヵ月以上商工会の経営指導を受けていて、商 工会長の推薦を受けた次の企業 ①商業・サービス業…常時使用する従業員が5人以下 ②製造業・その他（宿泊業及び娯楽業を含む） ……常時使用する従業員が20人 以下	設 備	2,000万円 設備・運転合計
		運 転	
普 通 貸 付	事業を営む方 （ただし、金融業・投機的事業など一部の業種を除く）	設 備	4,800万円
		運 転	

2 商工貯蓄共済融資制度

融資対象者及び融資限度額	資金使途	扱い	利率	融資期間
〈融資対象者〉 商工貯蓄共済の加入者で、原則 として加入後6ヵ月以上経過し、 正常に共済掛金を拠出している 方 〈限度額〉 加入口数1口につき100万円 最高2,000万円 貯蓄積立金範囲内扱いの場合は 借入時の貯蓄積立金額の範囲内 （1万円未満は切り捨て）	事業資金 〔運 転（7年以内）〕 〔設 備（10年以内）〕 〔独立開業（10年以内）〕	保証協会扱い	1.975%	1年以内
			1.975%	1年超～3年以内
			2.050%	3年超～5年以内
			2.300%	5年超～10年以内
	事業資金 〔運 転（7年以内）〕 〔設 備（10年以内）〕 〔独立開業（10年以内）〕	保証人保証扱い	2.375%	1年以内
			2.450%	1年超～3年以内
			2.600%	3年超～5年以内
			2.850%	5年超～10年以内
	役員及び従業員資金 〔消 費（7年以内）〕 〔住 宅（10年以内）〕	範囲内扱い	1.850%	1年以内
			1.975%	1年超～3年以内

(4月1日現在)

利 率 (年)	融 資 期 間	返 済 方 法	保 証 人	担 保
1.11%	10 年	月 賦 (据置期間 2 年)	不 要	不 要
	7 年	月 賦 (据置期間 1 年)		
基準1.16%～2.30% (使途や返済期間等による)	10 年	月 賦 (据置期間 2 年)	ご希望を伺いながら相談させていただきます	ご希望を伺いながら相談させていただきます
	5 年 特に必要な場合は7年	月 賦 (据置期間 1 年)		

※利率は決定時と実行時の低い利率が適用されます。

※マル経融資については1,500万円超の融資を受ける場合には、融資前に事業計画を作成し、融資後に融資残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年に1回受けていただく必要があります。

(4月1日現在)

保証人・担保	返済方法	取扱金融機関
連帯保証については、経営者保証に関するガイドラインに基づく長野県信用保証協会の判断による。 担保は必要に応じて徴するものとする。	月 賦 又は 2ヵ月賦	指定金融機関 の各本支店
事業資金については、原則として法人は代表者を保証人、個人は保証人不要、または担保等によることができるものとする。 役員及び従業員資金については、原則として保証人1名以上または担保等によることができるものとする。	一 括 〔1年以内の 短期資金に 限る〕	
融資期間1年以内については原則として承諾書によることができるものとし、融資期間1年超3年以内については、承諾書のほかに金融機関の定めるところの保証人による保証扱いとする。(担保：積立金)	〔据置期間 6ヵ月〕	

※利率は申込時の利率が適用されます。

※保証協会利用の場合は保証料が別途かかります。

※災害地の指定を受けた場合は、災害特別資金もあります。

Ⅲ－１ 長野市中小企業振興資金融資制度（主なもの）

資 金 名	融 資 対 象 者	資金使途	融 資 限 度 額
一 般 事 業 資 金 ※ 3	建物の新增改築及び機械等取得資金を必要とする方（投機目的による土地のみの取得は不可） （設備については、あらかじめご相談ください）	設 備	1 億円
	長期運転資金を必要とする方	運 転	3,000万円
特 別 小 口 資 金	従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の方で保証協会の保証残高が8,000万円を超えない方	設備・運転	1,250万円
小口零細企業保証資金	従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の方で保証協会の保証残高が2,000万円を超えない方 ※詳細は商工会へご相談ください。	設備・運転	2,000万円
経 営 安 定 特 別 資 金	経営の安定に支障が生じている 中小企業者等	運 転	5,000万円
	①経営安定対策 ②関連倒産防止対策 ※詳細は商工会へご相談ください。		
緊 急 借 換 え 資 金	再借換え資金を必要とする方（借入残高に限る）	運 転	5,000万円
経 営 基 盤 強 化 資 金	①現在の事業と異なる事業分野に進出又は事業転換を行おうとする方 ②先端技術の導入等により業務の合理化、事業の拡大を図ろうとする方 ③中小企業新事業活動促進法の承認を受けた計画に従って経営革新のための事業を行なう方 ④商品又は事業者自身の信用・価値を高めるための資格・認証の取得や計画策定、又それらを利用し事業展開を行う方 ⑤外部組織との連携により従業員の育成を図る方 ⑥事業継承による経営の維持を行う方	設 備	8,000万円
		運 転	2,000万円※ 1
創 業 支 援 資 金	新規開業予定者及び新規開業者で事業の実施のために資金を必要とする方 個人で新しい事業を開始する場合は商工会等の経営指導員による経営指導を受ける必要があります。 （個人の新規開業予定者の融資限度額は、設備・運転合計で3,500万円以内。ただし、2,000万円を超える額については同額の自己資金を要する。詳細は商工会へご相談ください。）	設 備	3,000万円
		運 転	1,500万円
新 事 業 創 出 支 援 資 金	①市・県・国等のものづくり研究開発に係る補助金等の申請をした事業を行う方 ②ものづくりに係る研究開発の計画について、市の審査を受けた方	設 備	1,000万円
		運 転	500万円※ 1
研 究 開 発 資 金	①ものづくりに係る研究開発の成果を事業化・製品化する方 ②ものづくりに係る新技術・新製品の研究開発を行う方	設 備	8,000万円
		運 転	2,000万円※ 1
環 境 対 策 資 金	温暖化効果ガス排出量の削減対策・土壌汚染対策・環境保全対策を講じる方	設 備	1 億円
		運 転	2,000万円※ 1
市 内 進 出 支 援 資 金 ※ 4	市外において1年以上の事業実績があり、かつ市内に初めて事業所等を設ける方	設 備	1 億
		運 転	5,000万円
特 別 運 転 資 金	短期運転資金を必要とする方	運 転	500万円

◎長野県信用保証協会の保証料については、長野市から一部もしくは全部の補給(補助)があります。
(4月1日現在)

融資期間	返済方法	利率（年）	保証人	担保	申込先
10年	月賦 (据置期間 1 年)	1.9%	原則として、 法人の代表 者以外は不 要	必要に応じて徴 する	商工会
5 年	月賦 (据置期間 6 ヲ月)	2.0%			
設備 7 年 運転 5 年	月賦 (据置期間 設備 1 年 運転 6 ヲ月)	1.5%		原則徴しない	
7 年	月賦 (据置期間 1 年)	1.7%			
7 年 (借換えに限り 9 年)	月賦 (据置期間 1 年)	①1.8% ②1.8%		必要に応じて徴 する	
10年	月賦 (据置期間 1 年)	1.8%			
12年	月賦 (据置期間 1 年)	1.7%			
5 年					
10年	月賦 (据置期間 1 年)	1.1%		必要に応じて徴 する 創業等関連保証、 創業関連保証を 利用できる場合 は、原則3,500万 円まで無担保	
5 年					
7 年	月賦 (据置期間 1 年)	1.5% ※ 2		必要に応じて徴 する	
5 年					
12年		1.5%			
5 年					
10年		1.9%			
5 年					
15年		1.4%			
5 年					
6 ヲ月	分割返済	1.9%			金融機関

- ※1 設備と運転を併用する場合の融資限度額は合計で設備の金額。融資期間は設備運転各々。
 ※2 新事業創出支援資金は所定の条件を満たした場合、支払った利子を年度毎に市が全額補給します。
 ※3 一般事業資金(設備)の長野県信用保証協会に対する保証料は平成30年度に限り全額長野市から補給(補助)があります。
 ※4 市内進出支援資金の長野県信用保証協会に対する保証料は全額長野市から補給(補助)があります。

Ⅲ－２ 長野県中小企業融資制度（主なもの）

資金名		融資対象者	資金使途	融資限度額
経営健全化支援資金	経営安定対策	①セーフティネット保証５号・７号に該当する方 ②売上、収益性の減少により事業活動に支障を生じている方	設備	経営安定対策と特別経営安定対策の合計で 設備 6,000万円 運転 8,000万円
			運転	
	特別経営安定対策	①セーフティネット保証１～４号・６号・８号に該当する方 ②売上、収益性の減少により事業活動に著しい支障を生じている方 ③連鎖倒産の防止のための資金と必要とする方 ④東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方	設備	
			運転	
	災害対策	暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の災証明書等を受けた方	設備	3,000万円
			運転	3,000万円
信州創生推進資金	創業支援	①現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 ※２ ②創業した日から５年未満である方 ③分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から５年未満の会社	設備	3,500万円 ※２
			運転	2,000万円 ※２
	小規模企業向け	事業発展のために資金を必要とする小規模企業者の方で小口零細企業保証を利用する方 (小規模企業者：従業員が20名(商業・サービス業５名)以下の企業)	設備	設備・運転の合計で 2,000万円
			運転	
	事業展開	①新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする方(経営革新計画、経営力向上計画の認定者等) ②事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする方 ③AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方 ④AI・IoT・ロボットを用いた設備を導入し生産性向上を図ろうとする方 ⑤既存事業を譲り受けようとする方、事業承継後５年未満の方	設備	1億5,000万円
			運転	3,000万円
	地域活性化	①商店街の空き店舗に出店しようとする方又は出店後１年以内の方 ②県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 ③観光施設の整備により、観光地の活性化を図ろうとする方 ④障害者、高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方 ⑤からだに優しい食品(機能性表示食品など)を製造する方	設備	1億5,000万円
			運転	3,000万円
	企業立地	①工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方 ②ICT産業等立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする方	設備	3億円
			設備	1億5,000万円
		③工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方 ④県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方	設備	1億5,000万円
			運転	3,000万円
	次世代産業	①環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野・次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後５年未満の方	設備	1億円
			運転	3,000万円
		②上記①のうち航空宇宙産業に係る製品、医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造し試作開発から資金回収まで相応の期間を要する方 ※３ ③再生可能エネルギー発電(太陽光発電を除く)を行う方	設備	1億5,000万円
			運転	5,000万円

◎長野県信用保証協会の保証料については、長野県・長野市から一部もしくは全部の補給(補助)があります。ただし、中小企業振興資金は全額自己負担です。(4月1日現在)

融資期間	返済方法	利率（年）	保証人	担保	申込先
10年	月賦 (据置期間 1 年)	1.9%	原則として、 法人の代表 者以外は不 要	必要に応じて徴する	商工会
7 年（借換は10年 ※ 1）					
10年		1.6% ④は1.3%			
7 年（借換は10年 ※ 1）					
10年（建物等は15年）		1.1%			
7 年					
10年	月賦 (据置期間 1 年)	1.1%		必要に応じて徴する 創業等関連保証、創 業関連保証を利用で きる場合は、3,500 万円まで無担保	
5 年					
5 年	月賦 (据置期間 6 ヶ月)	1.9%		必要に応じて徴する	
10年（建物等は15年）	月賦 (据置期間 1 年)	1.7% ③④は1.4% ⑤は1.1%			
7 年					
10年（建物等は15年）	月賦 (据置期間 1 年)	1.7% ②のうち伝統的 工芸品を製造す る方、⑤は1.4%			
5 年					
15年	月賦 (据置期間 3 年)	1.4%			
10年（建物等は15年）	月賦 (据置期間 2 年)				
7 年	月賦 (据置期間 1 年)				
10年（建物等は15年）	月賦 (据置期間 2 年)	1.4%			
7 年	月賦 (据置期間 1 年)				
15年（建物等は18年）	月賦 (据置期間 5 年)				
12年					

資 金 名		融 資 対 象 者	資金使途	融資限度額
新 事 業 活 性 化 資 金	防災・安全 対 策 向 け	①事業用建築物の耐震診断・耐震補強・機械等の転倒防止を図ろうとする方	設備	1億5,000万円
		②旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 ③石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 ④事業継続計画（BCP）の策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方	運転	3,000万円
	節電・省エネ 対 策 向 け	省エネルギー・節電支援保証を利用し、節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方	設備	設備・運転の合計 で 5,000万円
			運転	
	海 外 展 開 向 け	県内に本社機能を有する方で、海外へ事業展開を図ろうとする方	設備	1億円
			運転	3,000万円
経 営 改 善 サ ポ ー ト 資 金	経営サポート会議による検討や中小企業再生支援協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方等で、事業再生計画実施関連保証を利用する方	設備	設備・運転の合計 で 1億5,000万円	
		運転		
再 生 支 援 資 金	①中小企業再生支援協議会等の支援を受けて事業再生計画を策定した方で、金融機関等の支援が得られている方	運転	5,000万円	
	②法的な再建手続きを行っており、金融機関等の支援が得られ、事業再建に合理的な見通しが認められる方で、事業再生を目的とした保証を利用する方			
中 小 企 業 振 興 資 金	一 般 枠	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方	設備	1億円
			運転	5,000万円
	短 期 継 続 融 資 枠	恒常的に必要となる運転資金を継続して調達しようとする方 ◇恒常的に必要となる運転資金 （正常運転資金）＝「売上債権＋棚卸資産－買入債務」 ◇返済期日に正常運転資金の範囲内で借換申込が可能な資金	運転	3,000万円
	流 動 資 産 担 保 枠	運転資金を必要とする方で、流動資産を担保とした保証を利用する方	運転	5,000万円
	しあわせ信州 創 造 枠	上記3枠を利用する方で、次のいずれかの制度の認証又は認定を受けた方 ・「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証 ・「消防団協力事業所表示制度」認証 ・「健康経営優良法人認定制度」認証		

融資期間	返済方法	利率（年）	保証人	担保	申込先
10年（建物等は15年）	月賦 （据置期間 2 年）	1.9%	原則として、 法人の代表 者以外は不 要	必要に応じて徴する	商工会
7 年	月賦 （据置期間 1 年）				
10年	月賦（据置期間 2 年）	1.6%			
7 年	月賦（据置期間 1 年）				
10年（建物等は15年）	月賦 （据置期間 1 年）	1.9%			
5 年					
15年	月賦 （据置期間 1 年）	1.6%			
10年 ※ 4	金融機関所定 （据置期間 1 年）	金融機関所定			
7 年（建物等は15年）	金融機関所定 （据置期間 1 年）	2.1% （1 年以内は 1.8%）			
5 年（借換は10年）	金融機関所定 （据置期間 6 ヶ月） （借換は据置期間 1 年）				
1 年	一括	1.8%			
1 年	金融機関所定	1.8%			
		上記の 利率から ▲0.2%			

※ 1 保証料補給のある既存県制度融資の借換が可能

※ 2 新規開業予定者は設備・運転の合計で2,000万円を超える場合同額の自己資金が必要

※ 3 ②のうち航空宇宙産業及び次世代自動車関連産業に係る製品を製造する方は進出後の年数を問わない

※ 4 ②のうち事業再生円滑化関連保証を利用する場合、貸付期間 3 年以内（据置期間なし）

Ⅳ 許認可事業等一覧表

番号	業 種	種類	根 拠 法	有効期間	許認可権者
1	食料品製造業	許可	食品衛生法（52条）	5年を下らない 期間	県知事（市長）
2	食料品販売業	許可			県知事（市長）
3	飲食店・喫茶店	許可			県知事（市長）
4	建設業	許可	建設業法（3条）	5年	国土交通大臣又は県知事
5	一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（4条）	— （一般貸切旅客 自動車運送事業 は5年）	国土交通大臣（地方運輸局 長）
6	特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（43条）	—	国土交通大臣（地方運輸局 長）
7	自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法（79条）	2年	国土交通大臣（地方運輸局 長）
8	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（3条）	—	国土交通大臣（地方運輸局 長）
9	特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（35条）	—	国土交通大臣（地方運輸局 長）
10	旅館業	許可	旅館業法（3条）	—	県知事又は市長
11	古物営業	許可	古物営業法（3条）	—	県公安委員会
12	薬局	許可	薬事法（4条）	6年	県知事
13	医薬品・医薬部外品・化粧品 製造販売業	許可	薬事法（12条）	5年（薬局製造 販売医薬品の製 造販売は6年）	厚生労働大臣（県知事）
14	医薬品・医薬部外品・化粧品 製造業	許可	薬事法（13条）	5年（薬局製造 販売医薬品の製 造は6年）	厚生労働大臣（県知事）
15	医療機器・体外診断用医薬品 製造販売業	許可	薬事法（23条の2）	5年	厚生労働大臣（県知事）
16	医療機器・体外診断用医薬品 製造業	登録	薬事法（23条の2の3）	5年	厚生労働大臣（県知事）
17	再生医療等製品製造販売業	許可	薬事法（23条の20）	5年	厚生労働大臣（県知事）
18	再生医療等製品製造業	許可	薬事法（23条の22）	5年	厚生労働大臣（県知事）
19	医薬品販売業	許可	薬事法（24条）	6年	県知事
20	高度管理医療機器・ 特定保守管理医療機器販売業	許可	薬事法（39条）	6年	県知事
21	高度管理医療機器・ 特定保守管理医療機器賃貸業	許可	薬事法（39条）	6年	県知事
22	医療機器修理業	許可	薬事法（40条の2）	5年	厚生労働大臣（県知事）
23	再生医療等製品販売業	許可	薬事法（40条の5）	6年	県知事
24	一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に關する 法律（7条）	2年	市長
25	産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に關する 法律（14条）	5年	県知事
26	特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に關する 法律（14条の4）	5年	県知事

27	有料職業紹介事業	許可	職業安定法（30条）	3年 （更新時5年）	厚生労働大臣
28	病院・診療所・助産所	許可	医療法（7条）	—	県知事
29	宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法（3条）	5年	国土交通大臣又は県知事
30	酒類製造業	免許	酒税法（7条）	—	税務署長
31	酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（8条）	—	税務署長
32	酒類販売業	免許	酒税法（9条）	—	税務署長
33	第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法（5条）	—	県知事
34	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（3条）	—	経済産業大臣（経済産業局長）又は県知事
35	労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（5条）	3年 （更新時5年）	厚生労働大臣
36	家畜商	免許	家畜商法（3条）	—	県知事
37	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法（35条）	期限を付することができる（概ね2年）	市長
38	興行場（映画館・劇場）	許可	興行場法（2条）	—	県知事
39	浴場業	許可	公衆浴場法（2条）	—	県知事
40	測量業	登録	測量法（55条）	5年	国土交通大臣
41	砂利採取業	登録	砂利採取法（3条）	—	経済産業大臣（経済産業局長）又は県知事
42	採石業	登録	採石法（32条）	—	経済産業大臣（経済産業局長）又は県知事
43	建築士事務所	登録	建築士法（23条）	5年	県知事
44	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（3条）	5年	経済産業大臣（経済産業局長）又は県知事
45	自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法（78条）	—	地方運輸局長
46	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（3条）	—	経済産業大臣（経済産業局長）
47	揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の2）	—	経済産業大臣（経済産業局長）
48	軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の9）	—	経済産業大臣（経済産業局長）

（注）許認可権者の（ ）内は、各根拠法による権限委任先。

（注）業種によっては、区域要件や業歴要件が付されておりますのでご注意ください。

V 提出書類一覧表

	書 類 名			必 要 部 数			
				県	市	マル 経	貯共
1	申込書			5	4	2	3
2	決算書（2期分）個人については申告書・決算書2年分			3	2	1	3
3	試算表（決算から6ヵ月以上経過の場合）			3	2	1	3
4	許認可証等の写し（9ページ参照）			5	4	1	3
5	納税証明書 （取扱先）	法人企業	法人県税の未納のない証明書（地方事務所）	1			
			法人市税の未納のない証明書（市役所・支所）	1	1		
			代表者の市税の未納のない証明書（市役所・支所） 住民税が非課税の場合は課税内容証明書（ 〃 ）		1		
			法人税又は事業税、消費税申告書控（税務署等受領印のあるもの） 又は納税領収書写し、電子申告ご利用の場合は受信通知 税額が発生しない方は源泉税の領収書写し			1	
	個人企業		県税の未納のない証明書（地方事務所）	1			
			市税の未納のない証明書（市役所・支所） 住民税が非課税の場合は課税内容証明書（ 〃 ）	1	1		
			所得税又は事業税、消費税申告書控（税務署等受領印のあるもの） 又は納税領収書写し、電子申告ご利用の場合は受信通知 税額が発生しない方は源泉税の領収書写し			1	
6	設備の場合は、見積書の写し又は契約書の写し及びカタログの写し （建物の場合は）平面図の写し・建築確認書の写し			5	4	1	3
7	代表者の住民票抄本（信用保証協会を初めて利用する方）			1	1		1
8	全部事項証明書・定款の写し（法人で初回及び変更のあった場合）			3	3	1	2
9	工事受注明細書 小規模工事（建築1,500万円未満、その他500万円未満）のみを請け負う方で、 建設業の許可を受けていない方			1	1		1
10	設備完了届・領収書の写し等（設備の購入・設置等の完了後 10日以内） ※未提出の場合、以後の制度資金が利用できなくなることがあります。			1	1		

※「個人情報の保護に関する法律」に基づき、次の書類の提出をお願いします …… 同意書

(注) 次の書類は金融機関へ提出します。

印鑑証明書（申込者・保証人各2部）・信用保証委託契約書

《ダイヤルメモ》

本所・支所	住所	TEL	FAX
経営支援センター	〒381-2205	026-284-3053	026-285-3344
地域支援センター	長野市青木島町大塚 881-1	026-284-3552	
若穂支所	〒381-0101 長野市若穂綿内 7827-2	026-282-4096	026-282-6026
川中島支所	〒381-2226 長野市川中島町今井 1699	026-284-4073	026-284-5199
西部支所 (七二会・信更・大岡)	〒381-3163 長野市七二会己 979-2	026-229-2808	026-229-2669
豊野支所	〒381-1105 長野市豊野町豊野 995-6	026-257-2080	026-257-2167
戸隠支所	〒381-4101 長野市戸隠 1484-2	026-254-2541	026-254-2166
鬼無里支所	〒381-4301 長野市鬼無里 1658-1	026-256-3347	026-256-3329
中条支所	〒381-3203 長野市中条 2625-1	026-268-3406	026-268-3935

各種団体	住所	TEL	FAX
㈱日本政策金融公庫 長野支店 国民生活事業	〒380-0816 長野市三輪田町 1291	026-233-2141	026-235-6422
長野県信用保証協会 本店営業部	〒380-0838 長野市大字南長野県町 597-5	026-234-7271	026-234-9630
長野県 長野地域振興局 商工観光課 (直通)	〒380-0836 長野市大字南長野字南県町 686-1	026-234-9527	026-234-9595
長野市 商工観光部 商工労働課 (直通)	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613	026-224-8342	026-224-5078

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

商工会ではこんな事業を行っています。お気軽にご相談ください。

1 経営全般についての相談を受けたり指導を行っています。

あなたのお店や工場の金融・税務・経理・経営・労務・法律・取引等経営全般について、経営指導員などが商工会窓口やお店・工場を訪問してご相談に応じています。

2 帳簿の正しいつけ方や節税の方法を指導しています。

経営の基本となる帳簿を正しく理解していただくために、記帳から決算・申告にいたるまで親切に指導します。

3 経営の改善や資金繰りのための有利な制度資金を斡旋しています。

無担保・無保証人のマル経資金をはじめ経営の改善、合理化を図るための有利な各種制度資金の斡旋を行います。

4 経営に役立つ知識や技術を身につけていただくための機会を提供します。

時代の流れや変化に対応する経営をしていただくために、講演会や講習会を開催します。

5 経営に役立つ情報を提供します。

国・県・市などの施策や、経営に役立つ情報や資料を提供します。

6 経営不振や倒産の危機など経営上の問題に直面したときご相談ください。

経営の安定を図るため「経営安定特別相談室」を設け、弁護士等専門家を置き、経営に関する法律問題をはじめあらゆるご相談に応じています。

7 商工会は国の経営革新等支援機関に認定されています。

経営状況の分析から、事業計画等の策定・実行支援等を行います。

8 まちづくりにも参画しています。

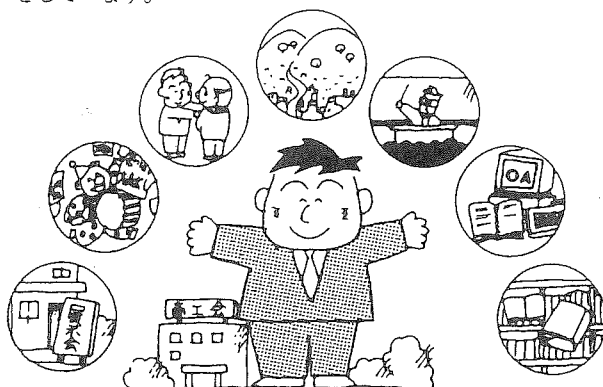
豊かで住みよい地域づくりに取り組んでいます。特に青年部、女性部は地域社会発展の先駆的な役割を果たしています。

9 経営者自身や従業員の福祉の向上のためのお手伝いをします。

労働保険や商工貯蓄共済などの各種共済制度の紹介や事務を行い、経営と生活の安定のお手伝いをしています。

10 会員の意見や要望をまとめて行政に働きかけます。

地域の発展を願う皆様のお声を国・県・市に具申・建議しています。また各種の諮問に応じ答申しています。



相談無料 秘密厳守

長野市商工会のホームページで事業推進に役立つ情報を掲載しています。
スマートフォンにも対応しています。

<https://www.naganoshi-sci.or.jp/>

